

第2回稲城市住所整理市民協議会質疑応答 平成29年11月16日(木)開催

【質疑応答】

- 登記簿の修正が必要になるのか
⇒市と法務局で表題部については変更します。権利の部分に記載されている住所については、各自でお願いすることになります。申請費用は無料です。
- 自治会内で話し合ったが、高齢者が多く住所整理をしなくて良いといった意見が多かった。住所整理市民協議会だけで住所整理の実施の可否を決めるのは難しい。市民に説明会をするなど、もっとPRして意見を求めた方がよい。
⇒実際に住所整理をする前段として、本協議会の委員に基本方針を検討いただきます。実施の段階では、実施地区ごとに検討し、PRも行います。
- 町界町名地番整理と住居表示のどちらで進めたいか、市の方針をはっきり示したほうが良い。
⇒どちらで進めるか、どちらも選択肢として残すか、なども含めて、基本方針に盛り込みたいと考えています。
- 都市基盤整備がされていない地域も住所整理をするのか。
⇒都市基盤整備されている地域も、されていない地域もどちらも住所整理は可能です。都市基盤整備されている地域のほうが優先度も高く、着手しやすいですが、されていない地域についても、地域住民の機運が高まれば住所整理する考えです。